

御浜町がけ地近接等危険住宅移転事業について

御浜町では、がけ地近接等危険区域内の住宅の移転について、除却等費及び建物助成費を補助しています。

1. 目的

がけ崩れ等により町民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、町民の生命・財産を守るため、危険住宅を除去し、安全な場所への建て替えを促進することを目的としています。

2. 補助事業の対象

次のいずれかに該当する住宅をいいます。

(1) 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき三重県知事が指定した、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に指定以前から建っており、その後増改築等がされていない住宅。

(2) がけ条例で規制されている区域

三重県建築基準条例第6条で建築を制限している区域内に、昭和46年12月23日以前から建っており、その後増改築等がされていない住宅。

3. 補助の内容

事業の種類	補助対象の内容			補助限度額
除却等費	危険住宅の除却、移転に要する費用			80.2万円
建物助成費	移転後住宅の建設または購入（これらに必要な土地購入を含む）に要する資金として、金融機関等から借り入れた借入金の利子相当額。（年利率8.5%を限度とする）	土砂災害特別警戒区域からの移転	建物	319万円
			土地	96万円
			合計	415万円
		土砂災害特別警戒区域であって、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域からの移転	建物	457万円
			土地	206万円
			敷地造成	59.7万円
合計	722.7万円			

注：この補助を受けるには事業を行う前年度から協議を行う必要があるため、ご検討の方は、早急にご相談ください。

補助金の交付決定前に契約するか工事を開始した場合、補助金は受けられません。

詳しくは、建設課(TEL 05979-3-0521)までお問い合わせください。